

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No.2／1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

総合労働協約改訂等 交渉開始！

“明るく働きがいのある職場づくり”に向けて

本部は、平成30年8月15日に申第1号、申第2号及び申第3号で申し入れた「総合労働協約改訂等」「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について、本日、団体交渉を行った。

組合からは、「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、総合労働協約改訂による労働条件の改善は極めて重要であるとの認識に基づき、申し入れの主旨を説明した。

<組合からの申し入れ内容>

申第1号

【労使間の取り扱いに関する協約】

- 1 第9条（専従者の選任）第2項を次のとおり改正されたい。（下線部分修正）
前項に定める組合業務専従者（以下「専従者」という。）の数は、毎年9月1日現在の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に組合と会社が協議し決定する。
- 2 第17条（掲示内容）第1項の、下線部分を削除されたい。
掲示類は、組合活動に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、又は職場規律を乱すものであってはならない。

【労働条件に関する協約】

〔人事関係〕

- 1 第20条（休職事由）に、自己啓発のための休職を新設されたい。
- 2 第52条（定年）第2項の退職日は、定年に達する月の属する年度末とされたい。

〔勤務関係〕

- 3 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 4 当面、年間休日を120日にされたい。
- 5 「改正労働基準法」に伴う36協定の考え方を明らかにするとともに、時間外労働時間の削減、及び月45時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。
- 6 採用時における年休付与日数を増やされたい。
- 7 人事異動の事前通知を14日前とされたい。
- 8 列車乗務員及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（N○2／2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

- 9 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設されたい。
- 10 昇職・昇格試験の二次試験受験は勤務とされたい。
- 11 育児短時間勤務取得条件である「3歳未満」を「小学校の始期に達するまで」に引き上げられたい。
- 12 看護休暇の適用条件である「小学校の就学の始期」を「中学校の就学の始期」に引き上げられたい。
- 13 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 14 次の各項目について保存休暇の範囲とされたい。
 - (1) 私傷病による場合について、「4日以降継続する場合」を削除し、1日でも適用とされたい。
 - (2) 人間ドック・定期健康診断で再検査となり、検査受診する場合の必要な日
 - (3) 「小学校及び中学校行事に出席する場合」の必要な日
- 15 次の各項目を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院に付き添う場合
 - (3) 不妊治療を受ける場合の要する日
 - (4) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (5) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュのための休暇
 - (6) 看護休暇及び介護休暇
- 16 第86条第1項第2号「忌引による場合」の日数を次のとおり改善されたい。
 - (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行において喪主となる場合は7日
 - (2) 姻族二親等直系尊属（祖父母）3日
- 17 第86条第1項第3号「リ災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 18 「生理休暇」及び「不妊治療休暇」の名称を「体調管理休暇」等に変更されたい。

【賃金関係】

- 19 初任給を改善されたい。
- 20 第151条（基本給）55歳以上の基本給支給率を改善されたい。あわせてその適用は55歳に達する年の、翌年度からとされたい。
- 21 第168条（扶養手当の範囲）第7号「重度心身障害者」の下線部分を削除されたい。
- 22 扶養手当を増額されたい。
- 23 第171条（通勤手当支払条件及び範囲）において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 24 技能手当・職務手当の新設及び支払額を改善されたい。
（各種技術指導や工事監督及び指令業務を行う場合）
- 25 添乗旅費を増額されたい。
- 26 第197条 自動車運転手当の支払範囲に、軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、100km以上、200km以上等を設定し、支払額を増額されたい。
- 27 第203条 夜間特殊業務手当を増額されたい。
- 28 第216条 教導手当の支払額を増額されたい。

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No.2／3）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

29 第224条第1項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価 100分の150

(2) C単価 100分の50

(3) F単価 100分の200

30 第2基本給の見直しを図られたい。

31 単身赴任手当を増額されたい。

32 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。

33 緊急呼出手当の支給条件を緩和されたい。

34 通常列車を使用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

【安全及び衛生関係】

35 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。

36 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

37 人間ドック受診対象年齢を引き下げるとともに、脳ドック等のオプション検診について補助をされたい。

【福利・厚生関係】

38 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

39 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、技術系従事者のアノラックを機能的なものに改善されたい。

40 住宅補助金を増額されたい。

41 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。

42 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。

43 購入券の交付枚数を増やされたい。

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件に関する協約】

【勤務関係】

1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。

2 当面、年間休日を120日にされたい。

3 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。

4 列車乗務員にエキスパート社員向け行路を新設されたい。

5 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。

6 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設されたい。

7 保存休暇の使用範囲を、組合員要求項目に準じ拡大されたい。

8 有給休暇の対象項目を組合員と同様にするとともに、リフレッシュのための休暇を追加されたい。

9 第45条第1項第2号「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No.2／4）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

【賃金関係】

- 10 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 11 技能手当の新設及び職務手当を増額されたい。
（各種技術指導や工事監督及び指令業務を行う場合）
- 12 添乗旅費を増額されたい。
- 13 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価	100分の150
(2) C単価	100分の50
(3) F単価	100分の200
- 14 第99条の6に定める期末一時金の係数を改善されたい。
- 15 雇用契約期間に応じた慰労金を支給されたい。
- 16 緊急呼出手当の支給条件を緩和されたい。
- 17 通常列車を使用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

【安全及び衛生関係】

- 18 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。
- 19 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

【福利・厚生関係】

- 20 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。
- 21 購入券の交付枚数を増やされたい。
- 22 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、技術系従事者のアノラックを機能的なものに改善されたい。

【準組合員（契約社員）の労働条件に関する協約】

【勤務関係】

- 1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 パートナー社員の有給休暇の項に、「生後満1年に達しない生児を育てる組合員が育児時間を請求した場合」、「生理」及び「結婚」を追加するとともに、サポーター社員も同様の休暇を新設されたい。
- 3 育児・介護休業法の改正に伴い、保育所等に入れない場合の育児休職の再延長等、制度全般を改善されたい。
- 4 契約社員に見習い教育手当を新設されたい。
- 5 「生理休暇」の名称を「体調管理休暇」等に変更されたい。
- 6 改正労働契約法に基づく、無期労働契約への転換制度取得者の制度全般について改善されたい。
- 7 第31条第1項第2号の「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No2／5）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

【賃金関係】

- 8 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 9 通常列車を使用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。
- 10 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改定されたい。

(1) B単価	100分の150
(2) C単価	100分の50
(3) F単価	100分の200

【安全及び衛生関係】

- 11 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。

【福利・厚生関係】

- 12 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。
- 13 社宅・寮の利用対象条件を緩和されたい。

<主な交渉内容>

組合：JR四国労組は、現在のJR四国を取り巻く経営環境の厳しさを責任組合として十分認識し、経営基盤の確立に向けた効率化や各種施策に協力している。また、組合員は日々『安全・安定輸送』の確立を第一義に収入の確保に向けて、厳しい要員需給の中、酷暑における災害対応や復旧作業も含め全力で取り組んでいる。
この間の組合員の努力に応え、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るためにも、前向きな回答を強く求める。

会社：会社の体力、貴側の要求趣旨を十分踏まえ、今後鋭意検討していくこととしたい。

<組合からの申し入れ内容>

申第2号

【平成30年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて】

- 1 エキスパート社員の基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 実施日 平成30年10月1日とされたい。

申第3号

【平成30年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて】

- 1 賃金引き上げについて
 - (1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。
 - (2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人当たり40円引き上げられたい。
- 2 実施日 平成30年10月1日とされたい。

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No.2／6）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

<会社回答>

- ・エキスパート社員の基本賃金については、現行の水準で特段問題ないと考えられることから、今年度の改定は行わないこととする。
- ・契約社員の基本賃金については、サポーター社員（時給適用者）の基本賃金の改定を行う。
（別紙－1 参照）

<主な交渉内容>

- 組合：サポーター社員の基本賃金改定については、これまで組合は強く求めてきたが、今回の回答はそれが反映されており、勤労意欲の向上につながるものとする。
- 会社：今回の改定は、地場賃金や労働市場の状況を勘案して判断した。サポーター社員については、時給の最低賃金が毎年約25円ずつ上昇する中、地場賃金が上昇傾向にあるため、契約社員の新規採用が困難となっていることも背景にある。
- 組合：事業開発本部（通販担当）の改定額が40円となった理由を明らかにされたい。
- 会社：事業開発本部の通販担当には月給者と時給者の両方がおり、月給者の給与の時間換算に基づき40円の改定とした。
- 組合：契約社員の採用が難しい理由には、賃金だけではなく、拘束時間が長い等の労働条件もあると考えるので、引き続き改善を図られたい。また、厳しい要員需給の中においてもエキスパート社員及び契約社員の職場での任務や役割等は非常に大きくなっており、勤労意欲向上のためにも全般的な賃金改善・処遇制度の確立に向けた取り組みが重要である。

また、会社より「契約社員等の勤務等制度の一部改正」についての回答及び「賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正」について提案があり協議した。

<会社回答及び提案>

【契約社員等の勤務等制度の一部改正について】

別紙－2 のとおり

【賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正について】

別紙－3 のとおり

J R 四国労組ニュース

平成30年8月29日（No.2／7終）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

<主な交渉内容>

組合：契約社員等の勤務等制度の改正については、有給休暇の新設など、これまで組合が要求してきた項目や社員と同様の労働条件に改善される項目が多く含まれており、良い内容と考える。今回は昇給等の改善は図られないのか。

会社：現行でも、契約社員の勤務成績を勘案して基本賃金の改定を行っており、定期昇給の制度を新設する必要はないと考えている。

組合：今回の制度改正は「同一労働同一賃金」の考え方も反映されていると思うが、制度改正の考え方や実施時期の根拠を示されたい。

会社：今回の制度改正にあたっては、社員と契約社員の業務内容や負うべき責任の度合いに違いがあることを前提に、改正労働契約法及び国のガイドライン（案）に照らし合わせ、

①無期契約制度の導入にあわせた整理すべき項目

②同一労働同一賃金のガイドラインにおける「差をつけてはならない項目」「不合理な差が認められない項目」

を踏まえて、考え方を整理した。

また、実施時期については、法律では平成32年4月から実施することとなっているが、今回の回答はそれよりは前倒しとしている。

組合：就業場所の変更について、「原則として自宅から通勤可能な範囲内で行う」とした理由を明らかにされたい。

会社：配偶者の転勤等により転居する必要がある場合に、就業場所を変更できることを想定したものである。

組合：今回の回答は、多くの制度改正が含まれることから、内容を精査して引き続き議論したい。

組合：時間管理の取り扱いの改正については、実労働時間に基づく整理が行われる内容であり、労働時間管理を徹底する上でも望ましい改善点と考える。

会社：会社としても、現在は超勤実績によって切り上げまたは切り捨てとなっているが、その不公平感が取り除かれるものとする。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し検討した結果、「準組合員の賃金引き上げ」については一部ではあるが改善が図られたことから、本日17時に妥結した。

また、「総合労働協約改訂等」「契約社員等の勤務等制度の一部改正」並びに「賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正」については、団体交渉を継続することとした。

以 上

平成 30 年度の契約社員基本賃金の改定等について

平成 30 年 8 月
J R 四 国

標題については以下のとおりとする。

1 サポーター社員（時給適用者）の基本賃金の改定等

(1) 駅勤務者等の基本賃金の改定

次表のとおり改定を行うものとする。

区分	基本賃金		エリア
	現行	改定	
S ランク	870 円	900 円	予讃線（高松～鬼無） 高德線（高松～屋島）
特 A ランク	850 円	880 円	予讃線（端岡～丸亀） 高德線（佐古～徳島）
A ランク	820 円	850 円	予讃線（讃岐塩屋～今治・松山） 土讃線（多度津～讃岐財田・高知） 高德線（古高松南～吉成） 鳴門線
B ランク	800 円	830 円	予讃線（波止浜～三津浜・市坪～伊予市）
C ランク	780 円	810 円	予讃線（向井原～宇和島） 内子線、 土讃線（坪尻～薊野、入明～窪川） 予土線、 徳島線（蔵本～佃） 牟岐線（阿波富田～海部）

(2) 職種等の新設

現行は、駅勤務者等の B ランク（800 円）を適用する「事業開発本部（通販担当）」について、新たに職種等を設定するとともに基本賃金額を 840 円とする。

2 実施時期

平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

3 その他

基本賃金の改定等に伴い採用時の契約基本賃金を改定する。また、駅勤務者等に属する現行の契約社員については、改定額を契約基本賃金に上積みするものとする。

また、パートナー社員（月給適用者）及び第 1 項に示す職種等以外のサポーター社員については、今年度の基本賃金の改定は行わない。

以 上

契約社員等の勤務等制度の一部改正について

平成 30 年 8 月
J R 四 国

平成 25 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法の趣旨等を踏まえ、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）を締結した契約社員（以下「無期契約社員」という。）及びその他の契約社員（以下「有期契約社員」という。）等の勤務等制度を以下のとおり改正する。

無期契約社員の勤務等制度の一部改正

1 雇用制度の一部改正

（１）解雇制度の一部改正

無期契約社員の「心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めた場合」を事由とする解雇は、業務上の災害により療養中の場合は療養開始後 3 年 6 箇月を経過し傷病補償年金を受けている者、また通勤災害により療養中の場合は療養開始後 3 年 6 箇月を経過した者に限るものとする。

（２）就業場所の変更の取扱い

会社は、無期契約社員の就業場所の変更を行うことができるものとする。但し、就業場所の変更に際しては、本人の同意を得たうえで、原則として自宅から通勤可能な範囲内で行うものとする。

2 勤務制度の一部改正

（１）病気休職の新設

無期契約社員の病気休職を新設する。なお、病気休職の期間は 3 年を超えない範囲内として、休職期間終了後、なお復職できない場合は退職するものとする。

（２）年次有給休暇の一部改正

無期契約社員が、私傷病による欠勤又は病気休職により出勤率が 8 割未満となった場合には、年次有給休暇（以下「年休」という。）の付与期日に 10 日の年休を発給するものとする。但し、過去 1 年間に会社の承認を得ない日の欠勤又は出勤停止の日がある場合を除く。

（３）保存休暇の新設

無期契約社員の年休が失効した場合に、失効した年休のうち各年度で 5 日を限度に保存休暇として累積するものとする。但し、保存休暇の累積日数の限度は 25 日とする。

なお、使用事由は「永年勤続者表彰を受賞した者に対するリフレッシュのための保存休暇の付与」を除いて、社員と同様とする。

有期契約社員を含めた契約社員の勤務等制度の一部改正

1 勤務制度の一部改正

(1) 有給休暇の一部改正

ア 召喚休暇の新設

契約社員の召喚休暇を新設する。

イ 忌引休暇の一部改正

サポーター社員の忌引休暇を新設する。また、パートナー社員を含めた契約社員の忌引休暇の対象範囲及び付与日数の取扱いとは社員と同様とする。

ウ 結婚休暇の新設

契約社員の結婚休暇を新設する。なお、休暇の付与期間は原則として連続した5日以内とする。但し、サポーター社員の付与日数は、結婚休暇の付与時点における年休の付与区分により決めるものとする。但し、入社後6箇月を経過しない者で付与区分がない者は、採用から結婚休暇の付与時までの間の「月平均の所定勤務日数等」に基づき付与日数を決める。

【参考】サポーター社員の年休の付与区分及び結婚休暇の付与日数

区分	区分の適用 (1年間の所定勤務日数等)	月平均の所定 勤務日数(1)	結婚休暇の 付与日数
A	217日以上(2)	19日以上	5日
B	169～216日の者	15～18日	4日
C	121～168日の者	11～14日	3日
D	73～120日の者	7～10日	2日
E	48～72日の者	4～6日	1日

1 月平均の所定勤務日数に1日未満の端数が生じた場合は切り上げる。

2 1年間の所定勤務時間数(超過勤務時間を除く。)が1,560時間以上(月平均の所定勤務時間数が130時間以上)の者は結婚休暇を5日付与する。

(2) 無給休暇の一部改正

ア 私傷病休暇の新設

契約社員の私傷病休暇を新設する。なお、休暇の付与期間は継続90日以内(勤続10年以上の者は継続180日以内)とするとともに、有期契約社員が休暇期間終了後、なお就業できない場合は雇用契約は終了するものとする。

イ 無給休暇の新設

契約社員の選挙休暇、育児休暇、生理休暇、業災休暇、通災休暇、分べん休暇、診査休暇及び不妊治療休暇を新設する。また、サポーター社員のり災休暇(3日以内の必要な時間又は日)、障害休暇、裁判員休暇及び検察審査員休暇を新設する。

2 賃金制度の一部改正

(1) 職務手当の一部改正

パートナー社員の「総合旅行業務取扱管理者に選任された者のうち特に指定された者」に対する職務手当を月額 5,700 円とする。また、「国内旅行業務取扱管理者に選任された者のうち特に指定された者」に対する職務手当（月額 2,300 円）を新設する。

(2) 特殊勤務手当の一部改正

ア 乗務員手当の一部改正

列車乗務員及び動力車乗務員が乗務割の制により勤務した場合及び運転区所構内の入換作業のために乗務した場合に支給する乗務員手当を社員と同額とする。

イ アテンダント手当の一部改正

観光列車「伊予灘ものがたり」及び「四国まんなか千年ものがたり」に乗車して接客業務を行った場合に支給するアテンダント手当を社員と同額とする。

ウ 交代制等勤務手当の新設

パートナー社員の交代制等勤務手当は社員と同様の取扱いとする。

(3) サポーター社員の超過勤務手当の一部改正

サポーター社員の「1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えない時間外労働」に対する超過勤務手当は、パートナー社員と同様に B 単価の額とする。但し、正規の勤務時間数に達するまでのものを除く。

3 懲戒制度の一部改正

契約社員の懲戒の種類を社員と同様（諭旨解雇を除く。）とするとともに、懲戒を行う程度に至らないものに対して訓告するものとする。

エキスパート社員の勤務等制度の一部改正

1 勤務制度の一部改正

(1) 有給休暇の新設

エキスパート社員の召喚休暇及び結婚休暇を新設する。

(2) 無給休暇の新設

エキスパート社員の選挙休暇、業災休暇及び通災休暇を新設する。

2 懲戒制度の一部改正

エキスパート社員の懲戒の種類を社員と同様（諭旨解雇を除く。）とするとともに、懲戒を行う程度に至らないものに対して訓告するものとする。

実施時期

平成 31 年 4 月 1 日から実施する。但し、 の第 2 項第 3 号は平成 32 年 4 月 1 日以降準備でき次第とする。

以 上

賃金の計算に伴う時間計算の取扱いの改正について

平成 30 年 8 月

J R 四 国

1 改正内容

社員、エキスパート社員及び契約社員の特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当、特殊勤務手当の割増し、賃金の減額、契約基本賃金、皆勤手当及び時間加給の計算に伴う時間計算について、1 箇月単位で 1 時間未満の端数（分単位）がある場合に端数整理は行わないものとする。

2 実施時期

平成 32 年 4 月 1 日以降準備でき次第とする。

以 上